

平成 31 年度国民健康保険料率（激変緩和措置）について

1. 大阪府の激変緩和措置

- ・寝屋川市への激変緩和措置額 4 億 4,443 万 1 千円
 ※賦課割合等は標準保険料率と同じ設定
- ・平成 30 年度保険料（モデルケース）より 19,400 円増加する。
 ※約 98%の世帯は増加する。

2. 本市の激変緩和措置

大阪府の激変緩和措置に加え、本市の激変緩和措置として、平成 30 年度保険料率と同率まで引き下げるとともに、従前の市独自減免を継続する。

- ・平成 30 年度保険料（モデルケース）と 同額
- ・激変緩和措置に必要な財源 6 億 3,000 万円
 ※財政運営安定化基金を繰入
- ・賦課割合 均等割：平等割 = 70：30
 応益割（均等・平等）と応能割（所得）の割合 = 1：1
- ・賦課限度額 医療分 54 万円、後期分 19 万円、介護分 16 万円、合計 89 万円
- ・市独自減免の継続に必要な財源 2 億円
 ※一般会計から繰入

【国民健康保険財政運営安定化基金残高】

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| ○平成 30 年度末基金現在高（予定） | 13 億 2,663 万 2 千円…(1) |
| ○平成 31 年度当初繰入額（激変緩和措置） | 6 億 3,000 万円…(2) |
| ○平成 31 年度末基金残高予定 ((1)-(2)) | 6 億 9,663 万 2 千円 |

3. 激変緩和措置期間の保険料等

平成 31 年度は平成 30 年度と同率とするものの、激変緩和措置期間中の保険料率については、平成 30 年度の大阪府の決算内容を精査するとともに、賦課限度額や賦課割合を含め、今後、検討してまいります。